

社会福祉法人三条市社会福祉協議会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三条市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び費用弁償については、別表第1に定める額とする。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人三条市社会福祉協議会旅費支給規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 本会の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、毎月初日から末日までの分を翌月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、休日又は土曜日のときは、繰り上げて支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月9日の定時評議員会終結の時から適用する。

別表第1（第3条関係）

ア 会長及び副会長

業務内容	報酬日額	費用弁償（日額）
理事会、評議員会への出席	5,000円	2,000円
上記の他、法人業務のための出勤	報酬なし	2,000円

イ 常務理事

業務内容	報酬日額	費用弁償（日額）
理事会、評議員会への出席	5,000円	2,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円	2,000円

ウ 理事

業務内容	報酬日額	費用弁償（日額）
理事会への出席	5,000円	2,000円
上記の他、法人業務のための出勤	報酬なし	2,000円

エ 監事

業務内容	報酬日額	費用弁償（日額）
理事会、評議員会への出席	5,000円	2,000円
監事監査への出席	5,000円	2,000円
上記の他、法人業務のための出勤	報酬なし	2,000円

オ 評議員

業務内容	報酬日額	費用弁償（日額）
評議員会への出席	5,000円	2,000円
上記の他、法人業務のための出勤	報酬なし	2,000円